令和4年9月9日

お客さま各位

SOMPOひまわり生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における
入院給付金等のお支払いに関する特別措置の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断された場合において、臨時の施設（ホテルや自宅など）であっても医師等の管理下で療養をされたときは、約款上の「入院」とみなして入院給付金等のお支払い対象とする特別措置（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨の公表がなされたこと等を踏まえ、以下のとおりといたします。

1. 改訂内容

「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象者を「重症化リスクの高い方（※）」とします。

（※）以下の方をいいます。
・65歳以上の方
・入院を要する方
・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または
　重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
・妊婦

2. 適用時期と適用範囲

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断、または陽性判明された方。

【みなし入院の適用範囲】

<table>
<tr><td colspan="2">治療・療養の場所</td><td colspan="2">臨時の施設
（ホテルや自宅など）
＜特別措置＞</td><td>（参考）
医療機関・診療所
への入院</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象者</td><td>重症化リスクの高い方</td><td>左記以外の方</td><td>すべての方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新型コロナウイルス感染症と診断された日、または陽性判明日</td><td>2022年
9月25日以前</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">○
約款上の保障範囲のため、
変更はございません。</td></tr>
<tr><td>2022年
9月26日以降</td><td>○</td><td>×</td></tr>
</table>

SOMPOひまわり生命

3. 今般の見直しの背景等

当社の保険約款において、「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」としており、これらの条件をすべて満たすことによって入院給付金等をお支払いしております。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができず臨時の施設（ホテルや自宅など）にて宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別措置を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況にあっては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上記のとおりといたします。なお、今後も政府の動向や法令の改正等に応じて、それらを踏まえた対応を行ってまいります。

以 上